

議案第 23 号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条関係）

## 行政職給料表（一）

（単位 円）

職員の区分	級	1	2	3	4	5	6	7	8
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	317,700	361,800	390,100	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	319,900	364,400	392,500	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	322,200	366,900	394,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	324,400	369,500	397,300	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	326,600	371,500	399,600	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	328,600	374,000	401,900	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	330,800	376,300	404,200	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	333,000	378,800	406,500	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	335,100	381,300	408,800	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	337,300	384,000	411,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	339,400	386,600	413,200	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	341,600	389,300	415,400	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	343,500	391,700	417,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	345,500	394,000	419,600	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	347,600	396,200	421,500	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	349,600	398,600	423,400	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	351,400	400,400	425,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	353,400	402,400	427,200	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	355,200	404,300	429,000	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	357,100	406,100	430,800	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	359,100	408,000	432,600	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	361,000	409,800	434,000	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	363,000	411,600	435,400	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	364,900	413,500	436,800	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	366,900	415,300	438,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	368,800	416,800	439,600	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	370,800	418,300	440,900	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	372,800	419,900	442,200	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	374,300	421,500	443,300	458,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	376,100	422,800	444,300	459,200
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	377,900	424,100	445,300	460,000

32	190,100	241,100	278,700	323,300	379,500	425,300	446,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	381,300	426,500	447,300	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	382,700	427,800	448,000	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	384,200	429,100	448,700	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	385,800	430,300	449,400	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	387,200	431,500	450,200	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	388,400	432,300	450,800	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	389,600	433,100	451,400	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	390,700	433,900	452,000	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	391,800	434,500	452,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	393,000	435,200	453,100	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	394,200	435,900	453,700	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	395,300	436,600	454,300	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	396,000	437,400	454,800	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	396,700	438,200	455,300	468,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	397,400	438,600	455,800	468,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	398,100	439,300	456,300	469,000
49	212,800	263,300	307,300	353,400	398,700	439,800	456,700	469,300
50	213,900	264,400	308,800	354,200	399,300	440,200	457,100	469,700
51	214,900	265,700	310,300	355,400	399,800	440,600	457,500	470,100
52	216,000	267,000	311,900	356,400	400,200	441,000	457,900	470,500
53	217,100	268,000	313,500	357,300	400,600	441,400	458,100	470,800
54	218,100	269,100	315,100	358,400	400,900	441,800	458,400	471,200
55	219,000	270,400	316,700	359,300	401,200	442,200	458,700	471,600
56	220,000	271,700	318,200	360,400	401,500	442,500	459,000	472,000
57	220,600	272,800	319,700	361,300	401,800	442,800	459,400	472,300
58	221,500	273,800	320,900	362,000	402,100	443,200	459,700	472,700
59	222,300	274,800	322,100	362,700	402,400	443,500	460,000	473,100
60	223,200	275,900	323,300	363,400	402,700	443,800	460,300	473,500
61	223,900	277,100	324,000	363,800	403,000	444,100	460,600	473,800
62	224,900	278,100	324,900	364,400	403,300	444,400	460,900	474,200
63	225,700	279,000	325,700	365,100	403,600	444,700	461,200	474,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	403,900	445,000	461,500	475,000
65	227,300	280,700	327,400	366,100	404,200	445,400	461,900	475,300
66	228,100	281,600	327,800	366,800	404,500	445,700	462,200	475,700
67	229,000	282,300	328,500	367,500	404,800	446,000	462,500	476,100
68	230,100	283,200	329,300	368,200	405,100	446,300	462,800	476,500

69	230,800	284,200	330,100	368,500	405,300	446,700	463,100	476,800
70	231,500	285,000	330,800	369,100	405,600	447,000	463,400	477,200
71	232,100	285,800	331,500	369,800	405,900	447,300	463,700	477,600
72	232,900	286,600	332,200	370,400	406,200	447,600	464,000	478,000
73	233,700	287,400	332,700	370,700	406,400	448,000	464,400	478,300
74	234,400	287,900	333,300	371,300	406,700	448,300	464,700	478,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	407,000	448,600	465,000	479,100
76	235,700	288,800	334,400	372,600	407,200	448,900	465,300	479,500
77	236,400	288,900	334,700	373,000	407,400	449,300	465,600	479,800
78	237,200	289,300	335,200	373,500	407,700	449,600		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	408,000	449,900		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	408,200	450,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	408,400	450,600		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	409,700			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	410,000			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	410,300			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	410,400			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	410,700			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	411,000			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	411,300			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	411,400			
94		294,000	341,800	380,600				
95		294,400	342,300	381,000				
96		294,800	342,700	381,400				
97		295,000	342,800	381,800				
98		295,300	343,300	382,200				
99		295,700	343,700	382,600				
100		296,100	344,000	383,000				
101		296,300	344,300	383,400				
102		296,600	344,700	383,800				
103		297,000	345,100	384,200				
104		297,300	345,500	384,600				

	105		297,500	346,000	385,000				
	106		297,800	346,400	385,400				
	107		298,200	346,800	385,800				
	108		298,500	347,200	386,200				
	109		298,700	347,700	386,600				
	110		299,100	348,100	387,000				
	111		299,500	348,400	387,400				
	112		299,800	348,700	387,800				
	113		299,900	349,200	388,200				
	114		300,200		388,600				
	115		300,500		389,000				
	116		300,900		389,400				
	117		301,100		389,800				
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	314,300	356,000	372,600	389,100

第2条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第9条第4項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改める。

第10条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間

にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の狭山市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の条例第19条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の狭山市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第6号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の狭山市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条の規定による改正後の条例」という。）第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円

(職務の級が8級である職員(以下「8級職員」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万2,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき7,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円)」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間においては「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については8,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき9,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については7,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、

「(2)扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)

とあるのは



「（２）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

（３）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と、同条第３項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第５号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（市規則への委任）

６ 前３項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

平成29年3月21日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国の一般職の職員の給与改定の状況に鑑み、一般職の職員の給料及び扶養手当の額並びに勤勉手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。